

2024年 12月号

発行者

天理市人権問題啓発活動推進本部

本部長 天理市長

事務局 人権センター

12月4日から12月10日は「人権週間」です

1948(昭和23)年12月10日、国際連合第3回総会で「世界人権宣言」が採択されました。1950(昭和25)年第5回総会では、この日を記念して毎年12月10日を「人権デー」と定め、国連加盟国などに人権思想の啓発のための行事を実施するよう呼びかけました。

天理市でも啓発の取組を行います。

【人権啓発ポスター展】

12月2日(月)～12月24日(火)

市役所1階 市民ホール

【人権週間 特設人権相談】

12月4日(水)

市役所1階 131 会議室

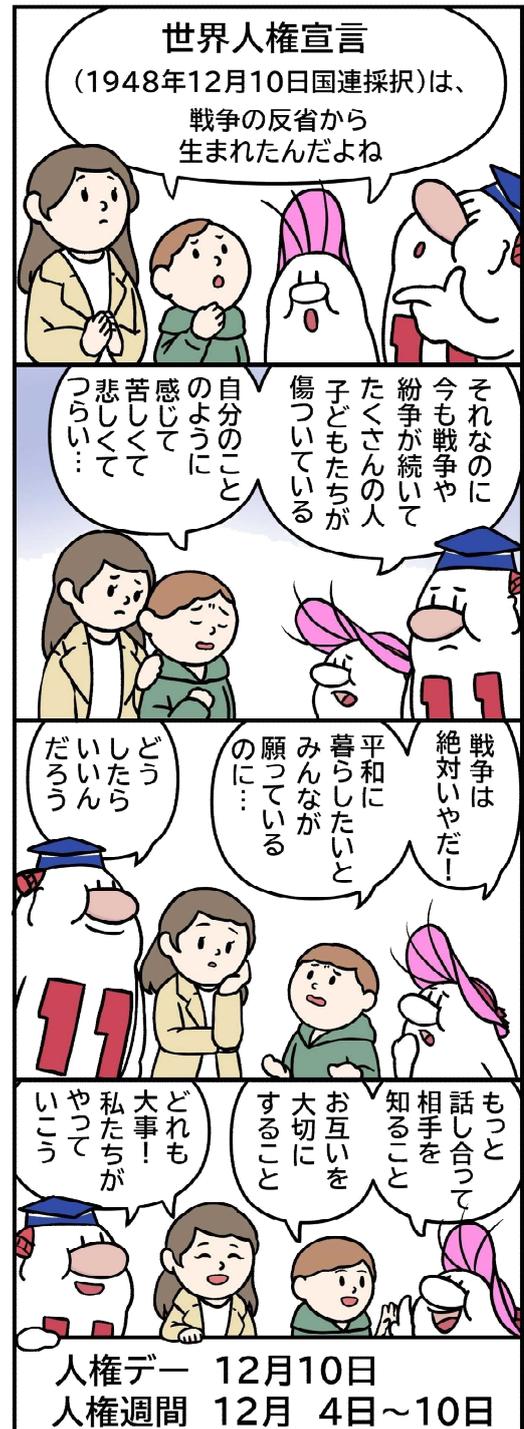
人権擁護委員が相談に応じます

【人権週間 啓発活動】

12月11日(水) 街頭啓発

市役所1階 出入口

皆さんは「世界人権宣言」全文を目にされたことはありますか？多くの方はないのではないのでしょうか。また、堅く難しい文書ではないかというイメージを持っているかもしれません。



世界人権宣言

(1948年12月10日国連採択)は、戦争の反省から生まれたんだよね



それなのに今も戦争や紛争が続いてたくさんの子供もたちが傷ついている
自分のことのように感じて悲しくてつらい…



戦争は絶対いやだ！
平和に暮らしたいとみんなが願っているのに…
どうしたらいいんだろう



もともと話し合って相手を知らないとお互いを大切にすることが大事！
私たちがいこう

人権デー 12月10日
人権週間 12月 4日～10日

実は、「世界人権宣言」は、最も多くの言語に約された文書であり、これまでに 500 以上の世界各地の多様な言語に翻訳されています。その中には当然日本語も含まれています。さらには、「やさしい日本語で読む世界人権宣言」というものもあります。こちらは、平易でわかりやすい日本語で「世界人権宣言」が書かれています。それだけ「人権」というものは世界の人々にとって平等で尊重されるべきものであるという表れではないでしょうか。

いずれもインターネット上で閲覧することができますので、「人権週間」を機会に読んでみてはいかがでしょうか。

北朝鮮人権侵害問題啓発週間とは

朝鮮民主主義人民共和国による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成 18 年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年 12 月 10 日から同月 16 日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」としています。



拉致問題は、我が国において喫緊の国民的課題であり、解決をはじめと

する北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。私たち国民がこの問題について関心を持ち続け、認識を深めていくことが大切です。12 月 15 日になら 100 年会館でこの問題を考えるつどいが開催されます。ぜひ理解を深めるためご参加ください。何の落ち度もない人物が、ある日突然自身の生活を営めなくなる状態に陥ったという拉致の現実に悲しみを禁じえません。一刻も早い問題解決を願うばかりです。

**拉致問題を考える
講演会とコンサートの
つどい**

蓮池 薫氏をお迎えして
講演 「拉致問題と人権」
～「拉致問題解決済み」のウソと
解決の「期限」～



**日時：令和6年12月15日(日)
午後1時開演**

会場：な5100年会館 入場無料

コンサート演奏団体
サンクス・エイジング・ゴスペルカンパニー
奈良市立富雄中学校吹奏楽部

【開催の趣旨】 我が国では、平成 18 年 6 月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、毎年 12 月 10 日から 16 日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」として行われます。私たちは、北朝鮮による日本人拉致問題は人権侵害の最たるものであるとの認識に基づき、これを強く非難するとともに、拉致被害者全員の帰国を実現するよう求めています。拉致問題の当事者である違法拉致の被害者を通して、広く拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題について関心と理解を深めていただければ幸いです。

主催：全国人権擁護委員会 近畿ブロック人権擁護委員会
法務省 大阪法務局 奈良地方法務局
協賛：公益財団法人 人権擁護協会
後援：大阪府 京都府 兵庫県 奈良県 滋賀県 和歌山県 奈良市
京都地方法務局 神戸地方法務局 大津地方法務局 和歌山地方法務局

お問い合わせ先 近畿ブロック人権擁護委員会 事務局
メール r6.rachi.nara100@outlook.jp TEL 06-6942-1196(平日9時～17時)